

# 北区児童相談所等複合施設運営指針(第2回検討会資料)

## 1 基本方針および施設概要

### (1) 基本方針

子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

### (2) 施設概要

赤羽駅から徒歩5分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、地上4階建ての施設を整備します。

#### ① 設置場所及び建物規模(地上4階建て)

設置場所	東京都北区赤羽台1-1-13(旧赤羽台東小学校跡地)
敷地面積	約5,000㎡
延べ面積	約6,750㎡

#### ②各階の主な諸室

階数	主な諸室
1階	あそびのひろば、児童発達支援センター(療育)、カフェ等の飲食スペース等
2階	児童相談所・子ども家庭支援センター・教育総合相談センター事務室、相談室、会議室等
3階	教育総合相談センター(適応指導教室)、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等
4階	児童相談所、体育館

#### ③開所時間

児童相談所の相談受付時間と夜間休日等の体制

##### ア 相談受付時間

平日(月曜日～金曜日) 午前9時から午後5時まで

※相談受付時間やその他の機関の開所時間等は現行の状況や区民ニーズなどを踏まえ検討します。

##### イ 夜間・休日対応

電話受付業務は外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けることができる体制を構築します。

## 2 児童相談所設置市事務

児童相談所が区に設置された場合、児童相談所(一時保護所含む)業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項により下表の事務を設置市(区)が処理することとされています。

No.	事務	担当主管課
1	児童福祉審議会に関する事務	子ども未来課
2	里親に関する事務	児童相談所開設準備担当
3	児童委員に関する事務	地域福祉課
4	指定療育機関に関する事務	保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	障害福祉課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所開設準備担当
8	児童福祉施設に関する事務	
	(1) 児童養護施設	児童相談所開設準備担当
	(2) 母子生活支援施設	生活福祉課
	(3) 保育所	保育課
	(4) 児童厚生施設	子どもわくわく課
	(5) 障害児入所施設、児童発達支援センター	障害福祉課
9	認可外保育施設に関する事務	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所開設準備担当
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	保育課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	児童相談所開設準備担当
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	児童相談所開設準備担当
16	療育手帳に係る判定業務	児童相談所開設準備担当

※今後の組織改正等により担当主管課が変更になる場合があります。  
 ※No.8児童福祉施設に関する事務の検査は子ども未来課が主に担当する予定です。また、乳児院等の区内に存在しない施設の主管課については現在検討中です。

## 3 社会的養護(養育家庭里親の推進について)

### (1) 基本方針

国が定めた新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、北区においても家庭的養育を優先とした、里親による家庭養護の推進を図るとともに、乳児院や児童養護施設などの養育環境の小規模化の取り組みと併せて、社会的養護が必要な子どもを家庭的な環境で養育できるよう努めます。

### (2) 里親

家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、特定の大人と安全で継続的な愛情を受け、適切な家庭生活を体験し、子どもが健やかな成長が送れるよう養育する制度です。養育家庭(里親)、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親の4つに分類されます。

### (3) フォスタリング業務

子どもの最善の利益の実現を図るため、里親のリクルートや研修、子どもと里親家庭のマッチング等、里親養育の支援を包括的にサポートできる体制を構築するとともに、里親が子どもへ最善の養育の提供と支援が受けられるようフォスタリング機関を整備し、北区では民間の活力を生かすなど里親登録や養育の推進を図ります。

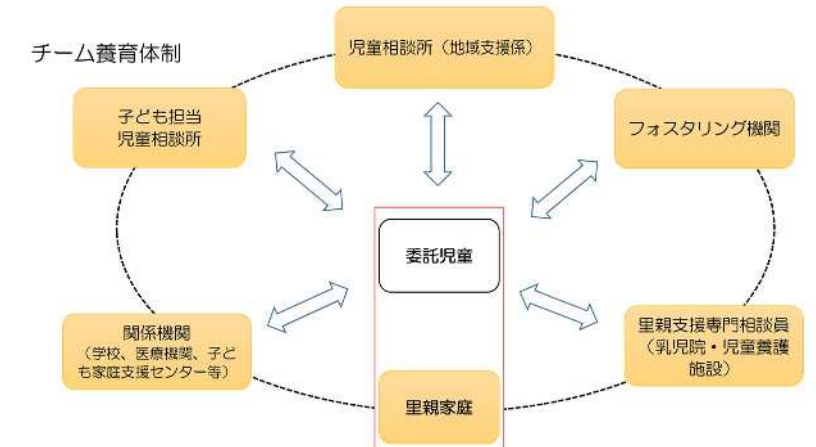
### (4) 里親委託等の促進に向けた検討課題

#### ○里親委託促進に向けた取り組み

子どもと里親にとってより良いマッチングを行うため、東京都や先行区と広域連携を行い、委託促進を図ります。

#### ○養育家庭の社会的理解を促進

子どもや里親が社会から孤立しないよう、養育体験発表会や里親の交流会を開催し、里親同士が交流し相談できる場を作り、やりがいや負担感を共有できる機会を検討します。



## 4 相談体制（児童相談所除く）

### 主な事務分掌及び検討事項

#### (1) 教育総合相談センター

担当名	事務分掌
庶務・事業担当	○特別支援教育の推進 ○不登校対策等
就学相談担当	○就学相談 ○転学相談等
教育相談担当	○教育相談 ○通級指導相談等
適応指導教室担当	○不登校の児童及び生徒の適応指導等
職員数	43人（令和4年4月1日現在）

#### 地区担当の検討

スクールソーシャルワーカーは学校サブファミリーでの担当制をとっており、今後学校や関係機関（児童相談所や子ども家庭支援センター）等との連携をより強化するため、教育相談担当においても学校サブファミリー等での担当制を検討します。

#### (2) 子ども家庭支援センター

担当名	事務分掌
庶務・事業担当	○施設管理 ○各事業等
あそびのひろば担当	○総合窓口 ○あそびのひろば事業等
在宅支援担当	○児童家庭相談 ○要保護児童対策地域協議会の運営及び調整等
発達心理担当	○発達相談 ○発達評価等
児童発達支援センター	○療育支援 ○保育所等訪問支援事業等
職員数	62人（令和4年4月1日現在）

#### あそびのひろばの検討

○総合相談受付（窓口・電話）

だれでも気軽に相談できるよう、複合施設の1階に総合相談窓口を設置し、相談体制の強化を図ります。

○あそびのひろばの利用の拡大

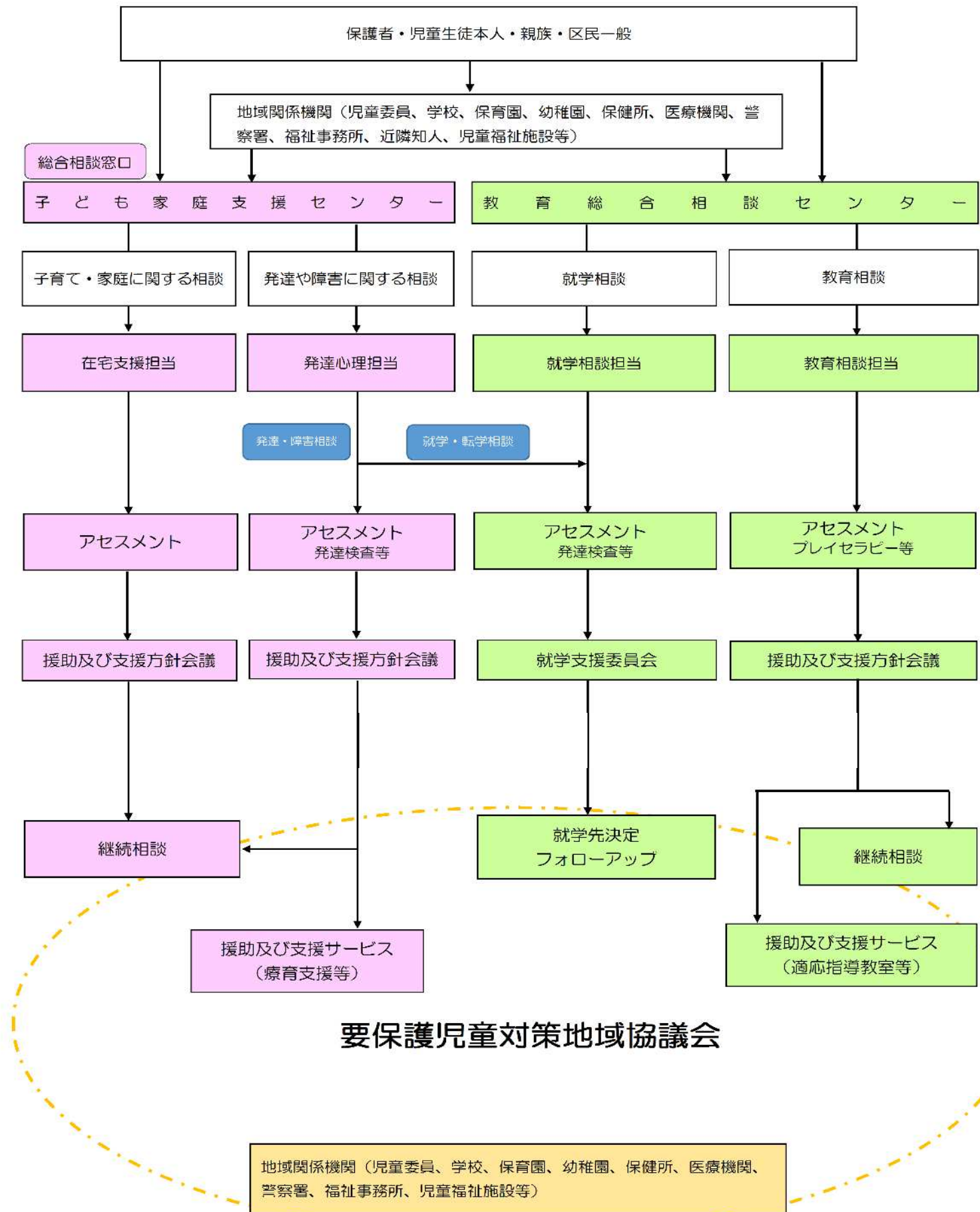
0歳から3歳までの乳幼児親子の利用に加えて、18歳未満までの相談体制を強化するため、SNSを活用した相談体制の充実を検討するとともに、3歳以上の子どもなどに対する参加しやすいイベント等の拡充を検討します。

また、乳幼児親子の利用時間との調整を行い、学齢期以上の子どもが気軽に立ち寄り学習等を行うスペースの提供を検討します。

○カフェ等の飲食スペースの提供

乳幼児親子が立ち寄りやすい施設となるよう、カフェ等の飲食スペースの提供を行い、だれでも利用し、交流しやすい施設とします。

## ■相談体制 児童相談所等複合施設（児童相談所等を除く）



## 5 一時保護所

### (1) 一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

### (2) 一時保護所の定員および整備方針

#### ①一時保護所定員

定員 20 人（学齢女子 8 人、学齢男子 8 人、幼児 4 人）

#### ②整備方針

##### ア 居住（学齢児）

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。

また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

##### イ 居住（幼児）

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては光や四季を感じられる空間の確保を行います。

##### ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備し感染症拡大防止にも備えます。

##### エ 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。

また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

##### オ 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

### (3) 職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

#### 〈保育士・児童指導員の配置〉

勤務体系	早番	日勤	遅番	夜勤
女子ブロック	1人	3人	1人	1人
男子ブロック	1人	3人	1人	1人
幼児ブロック	1人	2人	1人	1人
計	3人	8人	3人	3人

※夜勤は、追加の配置について、夜間補助員の活用も踏まえて検討します。

※その他看護師、心理士、学習指導員など配置を検討します。

勤務時間	時間
早番	7:00~15:45
日勤	8:30~17:15
遅番	13:15~22:00
夜勤	16:30~翌 9:30

※詳細な時間設定は今後検討します。

### (4) 日課

#### 【学齢児】平日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
小学生	起床	朝食/自由時間	朝礼	学習時間（45分授業）			昼食/昼休み	学習時間	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝	
中学生以上	起床	朝食/自由時間	学習時間（50分授業）			昼食/昼休み	学習時間	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝		

#### 【学齢児】休日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
小学生	起床	朝食/自由時間	自由時間			昼食	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝			
中学生以上	起床	朝食/自由時間	自由時間			昼食	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝			

#### 【幼児】平日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
幼児	起床	朝食	自由時間	保育時間		昼食	午睡		おやつ	保育時間	自由時間	夕食	自由時間/入浴	就寝		

※土休日は、保育時間を自由時間として設定し、家庭での過ごし方が出来るよう検討します。

### (5) 今後の主な検討課題

#### ①子どもアドボケイトの活用

子どもの権利を守るため、子どもアドボケイト（子ども意見表明支援員）の配置や、一定の独立性を持つ第三者機関等における審査・調査について検討します。

※「子どもアドボケイト」とは、子どもの声を聴き支援をする人です。子どもの年齢や発達に合わせて、自分の意見をどのように言葉にし表現したいのか子どもと一緒に考え伝える手助けをしていきます。

#### ②学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、専任の学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。また、子どもの在籍校と連携しながら学習を進め、学習用タブレット端末の活用や通学支援についても検討します。